

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続
局名	障害保健福祉部

### I. 障害福祉サービス等事業者等に関する手続

#### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 障害福祉サービス等事業者等の新規開始
  - ① 手続の概要  
障害福祉サービス等事業者等が、障害福祉サービス等の種類等及び障害福祉サービス等事業を行う事業所ごとに届出及び指定申請を行う。
  - ② 電子化の状況  
なし
- (2) 障害福祉サービス等事業者等の変更
  - ① 手続の概要  
障害福祉サービス等事業者等は、サービスの量を増加しようとするとき等又は名称及び所在地等に変更があった際には、その旨の申請又は届出を行う。
  - ② 電子化の状況  
なし
- (3) 障害福祉サービス等事業者等の指定の更新
  - ① 手続の概要  
障害福祉サービス等事業者等の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。
  - ② 電子化の状況  
なし
- (4) 障害福祉サービス等事業者等の廃止
  - ① 手続の概要  
指定障害福祉サービス等事業者等は、当該指定障害福祉サービス等の事業を廃止しようとするときは、その廃止の一月前までに、その旨を届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
なし
- (5) 障害福祉サービス等事業者等の休止
  - ① 手続の概要  
指定障害福祉サービス事業者等は、当該指定障害福祉サービス等の事業を休止しようとするときは、その休止の一月前までに、その旨を届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
なし

#### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 障害福祉サービス等事業者等の新規開始
  - ・添付書類である「利用者の推定数」の提出形式の簡略化
  - ・必要な提出書類の公表の推進
  - ・Eメール等を利用した事前相談の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化以上の削減方策による削減効果は25%の見通しである。
- (2) 障害福祉サービス等事業者等の変更
  - ・Eメール等を利用した事前相談の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化以上の削減方策による削減効果は36%の見通しである。

- (3) 障害福祉サービス等事業者等の指定の更新
  - ・必要な提出書類の公表の推進
  - ・Eメール等を利用した事前相談の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化
 以上の削減方策による削減効果は28%の見通しである。
- (4) 障害福祉サービス等事業者等の廃止
  - ・郵送による書類提出の原則化 作業時間 20%削減
- (5) 障害福祉サービス等事業者等の休止
  - ・郵送による書類提出の原則化 作業時間 20%削減

なお、各手続に係る電子申請に関する仕組みについては、他分野における取組状況等も踏まえつつ、指定権者である各自治体に対し、その導入について理解を求め、取組を推進する。

申請等に係る様式については、国において標準的な様式例を整備し、自治体に示している。各自治体においては、可能な限り当該様式例に基づいて様式を整備することとし、また、申請手続に係る標準処理期間を定め、公表することを併せて求める。

※ いずれの取組についても、自治体の理解・協力が必要であり、平成29年度中にこれらの取組について事務連絡及び障害保健福祉関係主管課長会議において自治体に依頼。令和元年度末までにその取組の徹底を図る。

※ 押印等の不要化については、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日e-ガバメント閣僚会議決定）に基づいて策定された「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ検討する。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

- (1) 障害福祉サービス等事業者等の新規開始
  - (2) 障害福祉サービス等事業者等の変更
  - (3) 障害福祉サービス等事業者等の指定の更新
- 上記3つの手続件数の合計が、障害福祉サービス等事業者等に関する手続件数全体のうち9割を超えており、これらの削減方策を検討することで、実効性のある計画実行に寄与すると考えられるため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 障害福祉サービス等事業者等の新規開始

##### ①コスト計測の方法

平成29年度においては、事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 2,040分

II 決定までに3回訪問するのに要する時間（※）360分

合計：2,400分（40.0時間）

※（1回の訪問時間）＝（往復の移動時間）＋（待ち時間）＋（対面時間）＝120分として計算  
このうち、

Iについて、

- ・法令に規定された添付書類である「利用者の推定数」について、自治体において個別対象者名簿等の提出が求められており、事業者の負担が過大になっている現状を改善するため、当該添付書類の提出形式を簡略化する。
- ・各自治体において必要な提出書類等について、担当者間で見解が相違している現状を改善するため、これを公表することを推進する。
- ・事業者と自治体間で法解釈等が異なり、提出書類の差替等が発生している現状を改善するため、Eメール等を利用した事前相談を推進する。

IIについて、

- ・事業者の自治体への訪問回数が過大になっている現状を改善するため、Iに係る取組を行うとともにEメール等や郵送による手続を増やす。

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成29年6月とし、平成30年度は、12

月～1月にヒアリングを実施した。令和元年度も同時期に実施する予定。

(平成30年度の調査時期は計画作成当初4月を想定していたが、申請項目削減の省令改正(平成30年10月1日施行)を行ったため、その影響をヒアリングに反映可能な時期(施行2ヶ月後)に実施した。)

令和元年度についても、当該年度を通じた申請状況の確認を行うため、平成30年度と同時期に実施予定。)

## (2) 障害福祉サービス等事業者等の変更

### ①コスト計測の方法

平成29年度においては、事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 180分

II 決定までに2回訪問するのに要する時間(※) 240分

合計:420分(7.0時間)

※(1回の訪問時間) = (往復の移動時間) + (待ち時間) + (対面時間) = 120分として計算  
このうち、

Iについて、

- ・ 事業者と自治体間で「法解釈等が異なり、提出書類の差替等が発生している現状を改善するため、Eメール等を利用した事前相談を推進する。

IIについて、

- ・ 事業者の自治体への訪問回数が過大になっている現状を改善するため、郵送による書類提出を原則化する。

②時期：取組の起算点(開始時期)はヒアリングを行った平成29年6月とし、平成30年度は、12月～1月にヒアリングを実施した。令和元年度も同時期に実施する予定。

(平成30年度の調査時期は計画作成当初4月を想定していたが、申請項目削減の省令改正(平成30年10月1日施行)を行ったため、その影響をヒアリングに反映可能な時期(施行から2ヶ月後)に実施した。)

令和元年度についても、当該年度を通じた申請状況の確認を行うため、平成30年度と同時期に実施予定。)

## (3) 障害福祉サービス等事業者等の指定の更新

### ①コスト計測の方法

平成29年度においては、事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 480分

II 決定までに2回訪問するのに要する時間(※) 240分

合計:720分(12.0時間)

※(1回の訪問時間) = (往復の移動時間) + (待ち時間) + (対面時間) = 120分として計算  
このうち、

Iについて、

- ・ 各自治体において必要な提出書類等について、担当者間で見解が相違している現状を改善するため、これを公表することを推進する。
- ・ 事業者と自治体間で法解釈等が異なり、提出書類の差替等が発生している現状を改善するため、Eメール等を利用した事前相談を推進する

IIについて、

- ・ 事業者の自治体への訪問回数が過大になっている現状を改善するため、Iに係る取組を行うとともにEメール等や郵送による手続を増やす。

②時期：取組の起算点(開始時期)はヒアリングを行った平成29年6月とし、平成30年度は、12月～1月にヒアリングを実施した。令和元年度も同時期に実施する予定。

(平成30年度の調査時期は計画作成当初4月を想定していたが、申請項目削減の省令改正(平成30年10月1日施行)を行ったため、その影響をヒアリングに反映可能な時期(施行から2ヶ月後)に実施した。)

令和元年度についても、当該年度を通じた申請状況の確認を行うため、平成30年度と同時期に実施予定。)

## 3. コスト計測結果

各手続のコスト計測結果は以下のとおり。

(平成 29 年度)

	申請 1 件あたりの 作業時間	×	年間件数	=	年間総作業時間 (コスト)
障害福祉サービス事業者 の新規開始	40.0 時間		18,400 件		736,000 時間
障害福祉サービス事業者 の変更	7.0 時間		13,298 件		93,086 時間
障害福祉サービス事業者 の指定の更新	12.0 時間		5,062 件		60,744 時間

(平成 30 年度)

	申請 1 件あたりの 作業時間	×	年間件数 (平成 29 年度 件数)	=	年間総作業時間 (コスト)
障害福祉サービス事業者 の新規開始	33.6 時間		18,400 件		618,240 時間
障害福祉サービス事業者 の変更	4.7 時間		13,298 件		62,501 時間
障害福祉サービス事業者 の指定の更新	8.5 時間		5,062 件		43,027 時間

⇒平成 30 年度のコスト削減率 (1) 障害福祉サービス事業者の新規開始 ⇒ 16.0%  
(2) 障害福祉サービス事業者の変更 ⇒ 32.9%  
(3) 障害福祉サービス事業者の指定の更新 ⇒ 29.2%

## Ⅱ. 指定自立支援医療機関に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 指定自立支援医療機関の指定申請
- ① 手続の概要  
指定自立支援医療機関の指定について、自立支援医療を行う者の申請により、都道府県知事等が、自立支援医療の種類及び自立支援医療を行う医療機関ごとに行う。
  - ② 電子化の状況  
なし。
- (2) 指定自立支援医療機関の変更届出
- ① 手続の概要  
指定自立支援医療機関は、当該指定に係る医療機関の名称等に変更があったときはその旨を都道府県知事等に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
なし。
- (3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請
- ① 手続の概要  
指定自立支援医療機関の指定は、六年ごとに都道府県知事等の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
  - ② 電子化の状況  
なし。
- (4) 指定自立支援医療機関の指定の辞退
- ① 手続の概要  
指定自立支援医療機関は、都道府県知事等に届け出ること、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
  - ② 電子化の状況  
なし。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 指定自立支援医療機関の指定申請
- ・ 申請書等の記載方法や記載内容の明確化
  - ・ 押印の見直し及び電子申請の検討
- 作業時間 20%削減
- (2) 指定自立支援医療機関の変更届出
- ・ 申請書等の記載方法や記載内容の明確化
  - ・ 押印の見直し及び電子申請の検討
- 作業時間 25%削減
- (3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請
- ・ 申請書等の記載方法や記載内容の明確化
  - ・ 押印の見直し及び電子申請の検討
- 作業時間 20%削減
- (4) 指定自立支援医療機関の指定の辞退
- ・ 申請書等の記載方法や記載内容の明確化
  - ・ 押印の見直し及び電子申請の検討
- 作業時間 20%削減

※ 平成 30 年 3 月に各地方自治体に対して、申請書等の記載方法や記載内容について明確にしたもの（記載例等）を配布し、ホームページ等で周知してもらうよう、事務連絡を发出した。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）及び「指定自立支援医療機関の指定について」（平成 18 年 3 月 3 日障精発第 0303005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）を一部改正し、役員の氏名、生年月日及び住所を記載する添付書類を削除した（平成 30 年 10 月 1 日適用）。

※ 押印等の不要化については、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 7 月 20 日 e-ガバメント閣僚会議決定）に基づいて策定された「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ検討する。

※ なお、各手続における電子申請に関する仕組みについては、実施主体である各自治体に対し、その導入について理解を求め、取組みを推進する。

### **3 コスト計測**

#### **1. 選定理由**

- (1) 指定自立支援医療機関の指定申請
- (2) 指定自立支援医療機関の変更届出
- (3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請

上記3つの手続が指定自立支援医療機関に関する手続を以下の削減方策を実施することにより、より効果のある計画実行が行えると考えられるため。

#### **2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) 指定自立支援医療機関の指定申請

##### ①コスト計測の方法

平成 29 年度においては、医療機関へのヒアリングの結果、以下の標準的な作業時間を設定。

##### ○ 書類作成に要する時間 300 分（うち事前準備 150 分）

- ・ 申請書等の記載要領（主に医師の経歴書）について、わかりにくく、自治体への問い合わせや提出後の修正が必要になるという現状を改善するため、記載要領に対応した記載例等を医療機関に配布する。
- ・ 申請書等の書類について、押印による本人確認の見直しや電子申請による手続について、各自治体に検討を要請する。

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成 29 年 6 月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い 4 月を想定。

平成 30 年度は、申請件数が年間で最も多い 4 月時点の状況について調査を実施。令和元年度も 4 月時点を想定。

- (2) 指定自立支援医療機関の変更届出

##### ①コスト計測の方法

平成 29 年度においては、医療機関へのヒアリングの結果、以下の標準的な作業時間を設定。

##### ○ 書類作成に要する時間 120 分（うち事前準備 60 分）

- ・ 申請書等の記載要領（主に医師の経歴書）について、わかりにくく、自治体への問い合わせや提出後の修正が必要になるという現状を改善するため、記載要領に対応した記載例等を医療機関に配布する。
- ・ 申請書等の書類について、押印による本人確認の見直しや電子申請による手続について、各自治体に検討を要請する。

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成 29 年 6 月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い 4 月を想定。

平成 30 年度は、申請件数が年間で最も多い 4 月時点の状況について調査を実施。令和元年度も 4 月時点を想定。

- (3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請

##### ①コスト計測の方法

平成 29 年度においては、医療機関へのヒアリングの結果、以下の標準的な作業時間を設定。

##### ○ 書類作成に要する時間 150 分（うち事前準備 60 分）

- ・ 申請書等の記載要領（主に医師の経歴書）について、わかりにくく、自治体への問い合わせや提出後の修正が必要になるという現状を改善するため、記載要領に対応した記載例等を医

療機関に配布する。

- ・ 申請書等の書類について、押印による本人確認の見直しや電子申請による手続について、各自治体に検討を要請する。

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成 29 年 6 月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い 4 月を想定。

平成 30 年度は、申請件数が年間で最も多い 4 月時点の状況について調査を実施。令和元年度も 4 月時点を想定。

### 3. コスト計測結果

計測結果は以下の表のとおりである。

(平成 29 年度)

	申請 1 件あたりの作業時間	×	年間件数	=	年間総作業時間
(1) 指定自立支援医療機関の指定申請	5.0 時間	×	10,105 件		50,525 時間
(2) 指定自立支援医療機関の変更届出	2.0 時間	×	33,954 件		67,908 時間
(3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請	2.5 時間	×	6,020 件		15,050 時間

(平成 30 年度)

	申請 1 件あたりの作業時間	×	年間件数 (平成 29 年度件数)	=	年間総作業時間
(1) 指定自立支援医療機関の指定申請※	4.7 時間	×	10,105 件		47493.5 時間
(2) 指定自立支援医療機関の変更届出	2.0 時間	×	33,954 件		67,908 時間
(3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請	2.5 時間	×	6,020 件		15,050 時間

※平成 30 年度のヒアリングの結果、申請の準備等に係るコストが削減されたため。

## Ⅲ. 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出等

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### ① 手続の概要

##### (1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時

指定障害福祉サービス事業者等は、事業を開始するにあたってその旨を厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下、「厚生労働大臣等」という）に届け出なければならない。

また、法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、不正行為を未然に防止するとともに、事業運営の適正化を図る。

指定障害福祉サービス事業者等は、次に掲げる区分に応じ、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。(障害者総合支援法第 51 条の 2 第 2 項)、(障害者総合支援法第 51 条の 31 第 2 項)(児童福祉法第 21 条の 5 の 26 第 2 項)、(児童福祉法第 24 条の 19 の 2)、(児童福祉法第 24 条の 38 第 2 項)

- ①業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者・・・厚生労働省
- ②特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者・・・市町村
- ③すべての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者・・・指定都市
- ④①から③以外の事業者・・・都道府県

(2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更時

指定障害福祉サービス事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等に届け出なければならない。

(障害者総合支援法第 51 条の 2 第 3 項)、(障害者総合支援法第 51 条の 31 第 3 項)、(児童福祉法第 21 条の 5 の 26 第 3 項)、(児童福祉法第 24 条の 19 の 2)、(児童福祉法第 24 条の 38 第 3 項)

(3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更時

指定障害福祉サービス事業者等は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等にも届け出なければならない。(障害者総合支援法第 51 条の 2 第 4 項)、(障害者総合支援法第 51 条の 31 第 4 項)(児童福祉法第 21 条の 5 の 26 第 4 項)、(児童福祉法第 24 条の 19 の 2)、(児童福祉法第 24 条の 38)

② 電子化の状況  
なし

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

○取り組み対象

- (1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時
- (2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更時
- (3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更時

○削減方策

郵送等による手続の徹底により 33%削減

押印等の不要化については、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 7 月 20 日 e-ガバメント閣僚会議決定）に基づいて策定された「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ検討する。

※ なお、各手続に係る電子申請に関する仕組みについては、他分野における取組状況等も踏まえつつ、実施主体である各自治体に対し、その導入について理解を求め、取組を推進する。

○コスト削減の取り組み時期

上記取り組みの実施については、自治体の理解・協力が不可欠であり、平成 30 年 3 月 29 日に上記取り組みに関する事務連絡による周知を行った。令和元年度末までにその徹底を図るものとする。

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

- (1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時



- (2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更時
  - (3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更時
- 上記3つの手続のうち、業務管理体制の整備に関する届出時の手続について、以下の削減方策を実施することにより、より効果のある計画実行が行えると考えられるため。

## 2. コストの計測及び時期

コスト計測については、(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時 (2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更時 (3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更時のいずれも作成方法、提出方法が同じなので、以下の方法で行う。

### I コスト計測の方法

平成 29 年度においては、事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定

① 作成の際に係るコスト  
30 分/枚 × 1 (=30 分)

② 提出の際に係るコスト (事業所から市役所等)  
60 分程度

持参した場合に係る  
総コストは 90 分

II 実施時期：取組の起算点 (開始時期) はヒアリングを行った平成 29 年 6 月とし、平成 30 年度は、4 月末にヒアリングを実施した。次年度以降についても昨年後に届出のあった事業者数が把握できる 4 月末を想定。

## 3. コストの計測結果

計測結果は以下の表のとおりである。

### (平成 29 年度)

	申請 1 件あたりの 作業時間	×	年間件数	=	年間総作業時間
(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時	1.5 時間 (90 分) ※	×	2,869 件	=	4,303.5 時間

※上記の標準的なモデルケースと同じ。

### (平成 30 年度)

	申請 1 件あたりの 作業時間	×	年間件数 (平成 29 年度件 数)	=	年間総作業時間
(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時 ※	1 時間 (60 分)		2,869 件		2,869 時間

※ヒアリングの結果、提出の際に係るコストが 30 分に削減されたことから。

⇒平成 30 年度のコスト削減率

4,303.5 時間 ⇒ 2,869 時間 ▲33.3%

## IV 障害福祉サービス事業等の開始等（障害者総合支援法第79条第1項第3号及び第4号に限る。）に関する手続に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 事業の開始の届出
  - ① 手続の概要  
事業者が移動支援事業及び地域活動支援センターを運営する事業を行うときは、あらかじめ、事業を開始する際に都道府県知事に届出を行う。
  - ② 電子化の状況  
なし。
- (2) 事業の開始後の変更届
  - ① 手続の概要  
事業者は、(1)にて届け出た内容に変更が生じた場合は、その旨を都道府県知事に届出を行う。
  - ② 電子化の状況  
なし。
- (3) 事業の廃止又は休止の届
  - ① 手続の概要  
事業所は、事業を廃止又は休止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届出を行う。
  - ③ 電子化の状況  
なし。

※手続の手法については、都道府県に委ねられている。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 事業の開始の届出
  - ・加工可能な電子媒体による届出様式の提供を推進
  - ・最終的な提出書類一式のイメージを公表することを推進
  - ・Eメールを利用した事前相談及び不備の修正の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化以上の削減方策による削減効果は20%の見通しである。
- (2) 事業の変更の届出
  - ・加工可能な電子媒体による届出様式の提供を推進
  - ・最終的な提出書類一式のイメージを公表することを推進
  - ・Eメールを利用した事前相談及び不備の修正の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化以上の削減方策による削減効果は23%の見通しである。
- (3) 事業の廃止又は休止の届出
  - ・加工可能な電子媒体による届出様式の提供を推進
  - ・最終的な提出書類一式のイメージを公表することを推進
  - ・Eメールを利用した事前相談及び不備の修正の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化

以上の削減方策による削減効果は20%の見通しである。

※ いずれの取組についても、地方公共団体の理解・協力が必要であり、平成29年度は、障害保健福祉関係主管課長会議（平成30年3月）の場で地方公共団体に対する理解・協力を求めた。また、地方公共団体あて事務連絡を发出（平成30年3月）し、加工可能な電子媒体による届出様式の標準例の提供や、真正性確認のための押印の簡素化等を検討するよう依頼した。平成30年度は、障害保健福祉関係主管課長会議（平成31年3月）の場で改めて上記の取組等について周知を行い、令和元年

度は、取組事例の横展開を図ることなどにより全国的な取組の徹底を図る。

※ なお、押印等の不要化については、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日e-ガバメント閣僚会議決定）に基づいて策定された「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ検討する。

### 3 コスト計測

#### 1 選定理由

開始の届出（年間728件）、変更の届出（2,535件）、廃止の届出（217件）のうち、開始の届出及び変更の届出（計3,263件：平成29年度の件数ベース）の削減を計測することで、全手続の約94%を占めるため、これらの削減方を検討することで、実効性のある計画が実行できると考える。

#### 2 コスト計測の方法及び時期

##### (1) 事業の開始の届出

###### ① コスト計測の方法

自治体より事業者の状況を確認の結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 600分

II 書類提出及び内容確認のため訪問に要する時間 120分

720分

※（1回の訪問時間）＝（往復の移動時間）＋（待ち時間）＋（対面時間）＝2時間として計算

各々以下の方法により、コスト計測を図る。

###### I について

ア 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、PDFの提供のため、様式から作成する時間を要しているが、加工可能な電子媒体により提供する。

イ 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、例えば、経歴をどの時点から記載すべきか、という細かい点は示されておらず、小さな問題であっても都道府県へ相談や提出後の差し替えを行っているため、最終的な提出書類一式のイメージを公表することで、記載要領よりも、書類作成開始時から、より都道府県が求める完成形に近い書類の作成を進めることを可能とする。

###### II について

ア 事業者が書類提出のために、都道府県へ訪問し、その場で簡単な確認がされているが、郵送による書類提出とする。

イ 書類提出前後の不備の修正は、Eメールを利用した修正を指示し、郵送による書類の差し替えを行う。

###### ② コスト計測の時期

取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成29年6月とし、平成30年度は、同年4月時点の状況をヒアリングした。

令和元年度は、取組の最終年度であることを踏まえ、第4四半期に、同年4月時点の状況のヒアリングを行うことを予定。

##### (2) 事業の開始後の変更届

###### ① コスト計測の方法

自治体より事業者へヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 300分

390分

## II 書類提出及び内容確認のため訪問に要する時間 90分

※(1回の訪問時間)=(往復の移動時間)+(待ち時間)+(対面時間)=90分として計算  
各々以下の方法により、コスト計測を図る。

### Iについて

ア 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、PDFの提供のため、ひな形の作成に時間を要しているが、加工可能な電子媒体により提供する。

イ 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、例えば、経歴をどの時点から記載すべきか、という細かい点は示されておらず、小さな問題であっても都道府県へ相談や提出後の差し替えを行っているため、最終的な提出書類一式のイメージを公表することで、記載要領よりも、書類作成開始時から、より都道府県が求める完成形に近い書類の作成を進めることが可能とする。

### IIについて

ア 事業者が書類提出のために、都道府県へ訪問し、その場で簡単な確認がされているが、郵送による書類提出とする。

イ 書類提出前後の不備の修正は、Eメールを利用した修正を指示し、郵送による書類の差し替えを行う。

## ② コスト計測の時期

取組の起算点(開始時期)はヒアリングを行った平成29年6月とし、平成30年度は、同年4月時点の状況をヒアリングした。

令和元年度は、取組の最終年度であることを踏まえ、第4四半期に、同年4月時点の状況のヒアリングを行うことを予定。

## 3 コスト計測結果(平成29年度・平成30年度)

地方公共団体に対するヒアリング結果から算出される本計画に基づく取組による行政手続コストの削減効果は、以下のとおり。

### (1) 事業の開始の届出

1件当たり作業時間	12.0時間	→	約11.0時間
総コスト	8,736時間	→	8,008時間(▲8.3%)

### (2) 事業の開始後の変更届

1件当たり作業時間	6.5時間	→	約6.0時間
総コスト	16,478時間	→	15,210時間(▲7.7%)

## V. 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### (1) 実習演習科目の確認

##### ① 手続の概要

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第1条に掲げる科目を開設する学校教育法に基づく大学、専修学校又は各種学校（以下「学校等」という。）の設置者は、開設し、又はしようとする実習演習科目について、科目省令第3条第2項に規定する事項について厚生労働大臣等に申請をすることにより、その確認を受けることができる。

##### ② 電子化の状況

なし

#### (2) 設置者の氏名等の変更の届出

##### ① 手続の概要

科目省令第3条第1項の確認を受けた者は、第3条第2項及び第4項に規定する事項に変更があったときは、その日から1月以内に厚生労働大臣等に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

なし

#### (3) 確認の取消し

##### ① 手続の概要

科目省令第3条第1項の確認を受けた者が当該確認の取消を受けようとするときは、その旨を厚生労働大臣等に申請しなければならない。

##### ② 電子化の状況

なし

#### (4) 講習会修了者名簿の提出

##### ① 手続の概要

科目省令第1条第3項第4号及び同条第8項に規定する講習会を行う者は、当該講習会を行ったときは、遅滞なく、当該講習会の課程を修了した者の氏名、性別並びに当該講習会の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

##### ② 電子化の状況

なし

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

#### (2) 設置者の氏名等の変更の届出

- ・ 必要な提出書類に関するマニュアル等の公表の推進
- ・ E-mail 等を利用した事前相談の推進
- ・ 電子申請の検討

合計作業時間 20%削減

- ・ いずれの取組についても、大学等の理解・協力が必要であるため、平成29年度の取組においては、平成30年3月に本手続に係るマニュアルを作成・公表し、大学等への周知を図った。
- ・ 平成30年度以降、同マニュアルの改善による更なるコスト削減の促進や事前相談の受付に関してホームページで周知し、令和元年度までにその徹底を図る。

※ 押印等の不要化については、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日e-ガバメント閣僚会議決定）に基づいて策定された「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ検討する。

※ なお、各手続における電子申請に関する仕組みについては、他分野における取組状況等も踏まえつつ、実施主体である大学等に対し、その導入について理解を求め、取組みを推進していく必要がある。

### **3 コスト計測**

#### **1. 選定理由**

(2) 設置者の氏名等の変更の届出

上記の手続が、科目省令に関する手続全体の9割以上を占めており、当該手続の削減方策を検討することで、実効性のある計画実行に寄与すると考えられるため。

#### **2. コスト計測の方法及び時期**

(2) 設置者の氏名等の変更の届出

##### ① コスト計測の方法

平成 29 年度においては、大学等へヒアリングを行い、実習演習科目の確認を受けた大学等における標準的な作業時間を設定。

I 書類作成に要する時間 360 分

II 提出してから最終的な受理までの時間

(1) 書類の不備等に係るやりとりに要する時間 120 分

(2) 書類の不備等に係るやりとりのため本省への訪問を求める時間 240 分※

※本省までの往復時間 (180 分) + 対面時間 (60 分) = 240 分

このうち、

I の「書類作成に要する時間」について

・大学等において、届出に関する必要提出書類等への理解度が異なるため、マニュアル等を示す。

II のうち、

・(1) の「書類の不備等に係るやりとりに要する時間」について

マニュアル等の提示や E-mail 等での事前相談を推進することで、約半分の大学等において「書類の不備等に係るやりとり」を不要とすることを目標とする。

・(2) の「書類の不備等に係るやりとりのため本省への訪問を求める時間」について

書類の不備が多い大学等については、その要因等の説明を受けるため、来省する大学等があるが、マニュアル等の提示や E-mail 等での事前相談を推進し、本省までの訪問件数を削減することを目標とする。

また、申請書等の書類について、電子申請による手続について、各大学等に検討を要請する

②時期：取組の起算点（開始時期）は平成 29 年 6 月とし、次年度以降については届出の件数の多い毎年 4・5 月を想定

平成 30 年度は、4 月を対象にヒアリングを実施。令和元年度は、4・5 月を想定。

#### **3. コストの計測結果**

計測結果は以下の表のとおりである。なお、年間件数は平成 29 年度及び平成 30 年度ともに、平成 29 年度に計測した年間件数を用い、年間総作業時間を算出している。

(平成 29 年度)

	申請 1 件当たりの作業時間	×	年間件数	=	年間総作業時間
設置者の氏名等の変更の届出	8.7 時間※	×	337 件	=	2,917 時間

※申請 1 件当たりの作業時間の計算式

- ① I 書類作成に要する時間 (360 分) × 337 件 = 121,320 分
  - ② II (1) 書類の不備等に係るやりとりに要する時間 (120 分) × 337 件 = 40,440 分
  - ③ II (2) 本省までの往復、対面に要する時間 (210 分) × 63 件 = 13,230 分
- (①+②+③) / 60 分 = 2,917 時間 / 337 件 = 8.7 時間

(平成 30 年度)

	申請 1 件当たりの作業時間	×	年間件数 (平成 29 年度件数)	=	年間総作業時間
設置者の氏名等の変更の届出	7.1 時間※	×	337 件	=	2,393 時間

※申請 1 件当たりの作業時間の計算式

なお、平成 30 年度のヒアリングの結果、書類作成に要する時間及び本省までの訪問件数が削減されている。

- ① I 書類作成に要する時間 (300 分) × 315 件 = 94,500 分
  - ② II (1) 書類の不備等に係るやりとりに要する時間 (120 分) × 315 件 = 37,800 分
  - ③ II (2) 本省までの往復、対面に要する時間 (210 分) × 5 件 = 1,050 分
- (①+②+③) / 60 分 = 2,223 時間 / 315 件 = 7.1 時間